

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成30年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年12月13日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時47分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補
正予算(第5号)

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第37号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第38号 平成30年度熊本県一般会計補
正予算(第6号)

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①熊本県育英資金に係る返還猶予期間
の取り扱いについて

②第2期熊本県スポーツ推進計画(素
案)の概要について

③【蒲島県政3期目】創造的復興に向け
た重点10項目について

出席委員(8人)

委員長 高 木 健 次

副委員長 楠 本 千 秋

委員 山 本 秀 久

委員 小 杉 直

委員 鎌 田 聡

委員 池 田 和 貴

委員 田 代 国 広

委員 前 田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子

教育理事 山 本 國 雄

教育総務局長 野 尾 晴一朗

教育指導局長 牛 田 卓 也

教育政策課長 江 藤 公 俊

学校人事課長 手 島 和 生

社会教育課長 井 芹 護 利

文化課長 岡 村 郷 司

施設課長 猿 渡 伸 之

高校教育課長 那 須 高 久

義務教育課長 高 本 省 吾

特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 徳 永 憲 治

体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖

警務部長 志 賀 康 男

生活安全部長 林 修 一

刑事部長 甲 斐 利 美

交通部長 古 庄 幸 男

警備部長 原 秀 二

首席監察官 熊 川 誠 吾

参事官兼警務課長 開 田 哲 生

参事官兼会計課長 平 良 俊 司

理事官兼総務課長 米 満 幸 一

参事官

兼生活安全企画課長 中 島 真 一

参事官兼刑事企画課長 中 川 英 幸

参事官兼交通企画課長 森 教 烈

参事官兼警備第一課長 星 原 茂 幸

交通規制課長 大内田 朗 二

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂

政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時58分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で簡潔をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案申し上げます3件の議案等の概要について御説明いたします。

予算関係では、第1号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございます。

繰越明許費につきまして、警察施設整備事業など、年度内に支出を終わらない可能性がある工事分について、計2億6,800万円余の設定をお願いしております。

また、債務負担行為につきまして、警察装備品維持管理事業など、平成31年度当初から業務を開始する必要がある事業について、計6億5,800万円余の設定をお願いしております。

次に、報告第3号でございますが、これは専決処分させていただきました交通事故の和

解4件についての報告でございます。

最後に、12月10日に追加提案されました第38号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございます。

県人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う職員給与及び退職手当につきまして、1億3,400万円余の増額補正をお願いしております。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○高木健次委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○平良会計課長 会計課でございます。

警察本部からの提出議案につきまして、資料に基づいて御説明いたします。

まず、予算関係議案でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案、熊本県一般会計補正予算(第5号)でございます。

上段の繰越明許費補正でございますが、警察管理費で総額2億6,820万2,000円の設定をお願いしております。これは、県庁舎新館中水設備更新工事、玉名警察署寺田駐在所新築工事など、警察施設整備に関する事業の繰り越しでございます。

これらの工事につきましては、建設技術者の不足等による入札不調や工事に必要な特殊設備の調達等に日数を要していることから、年度内に工事を完了しない可能性があるため、明許繰り越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、総額6億5,873万9,000円の限度額設定をお願いしております。

説明欄をごらんください。

荒尾警察署空調設備更新工事につきましては、来年夏の冷房運転シーズンに間に合わせる必要があるため、本年度内に契約を行い、4月から工事着工できるよう債務負担行為の設定をお願いするもの、その他車両メンテナンスなどの業務委託につきましては、平成31年4月1日から業務を開始する必要があるため、本年度内に契約を行う必要があるもののうち、一般競争入札の手続が必要な業務につきまして、本議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、2カ年度にわたり業務を委託するものが一部含まれておりますことから、平成31年度から平成32年度までの2カ年度にわたり、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、別冊の(予算関係追号)の資料をお願いいたします。

追加提案されました第38号議案、熊本県一般会計補正予算(第6号)について御説明させていただきます。

警察本部費で1億3,475万9,000円の増額をお願いしております。これは、県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費と退職手当の所要額でございます。

以上、補正後の警察費総額は387億2,972万6,000円であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○熊川首席監察官 監察課でございます。

報告第3号、専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会に報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、資料の2ページから4ページに記載させていただいておりますとおり、4件の公用車交通事故を処理しております。

また、相手方への賠償は、全て警察が加入している自動車保険あるいは自賠責保険で対応しております。

なお、本年の公用車交通事故の発生状況につきましては、11月末現在で、警察側に責任のある事故が31件発生し、対前年比ではマイナス21件であります。

今後も引き続き、職員の事故防止のための意識の啓発と指導、教養等、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○高木健次委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 教育委員会でございます。お世話になります。

議案の説明に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

去る11月18日でしたが、県内の高等学校におきまして、運動部活動中に硬式野球部員の頭部付近にボールが当たり、翌日亡くなられるという、大変痛ましい事故がございました。

将来のあるとうとい命が失われたことは、本当に残念で残念でなりません。改めて御冥福をお祈り申し上げますとともに、また、御遺族の皆様方には、心からお悔やみを申し上げます。

この事故を受けまして、直後から生徒たちの心のケアにもしっかりと努めるとともに、各県立学校等に対しまして、さらなる安全点検ですとか、万一の事故発生に備えた対応等について、周知や注意喚起を行ったところがございます。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明させていただきます。

まず、第1号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第5号)でございます。

歳入歳出予算につきましては、7月の豪雨でのり面が崩壊いたしましたあしきた青少年の家災害復旧事業について、2,800万円余の補正をお願いしております。

また、繰越明許費につきましては、熊本高校図書館棟内部改修事業ほか54件などにつきまして、年度内での執行が困難であるため、54億7,200万円余の設定をお願いしております。

また、債務負担行為につきましては、県立美術館分館の指定管理業務委託など、平成31年度当初から業務を開始する必要がある事業について、1億6,800万円余の設定をお願いしております。

次に、議案第38号、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第6号)でございます。

本年10月の人事委員会勧告を踏まえました給与改定に伴い、職員給与及び退職手当につきまして、4億7,400万円余の増額補正を計上しております。

これにより、教育委員会の予算総額は、通常分を含め、1,325億3,712万9,000円となります。

次に、条例等議案でございます。

第24号議案は、県立美術館分館の指定管理者の指定に関するもの、また、第37号議案は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起でございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要です。

詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

委員会説明資料(平成30年12月補正予算等)の教育委員会分をお願いいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、2,814万2,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)のあしきた青少年の家災害復旧事業でございますが、ことし7月の豪雨で崩壊いたしましたあしきた青少年の家の敷地内のり面の復旧に要する経費を計上するものでございます。

なお、来年度の梅雨時期のさらなる崩落を防ぐため、早期に復旧する必要があることから、今回、12月補正でお願いすることになったものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございますので、その概要について御説明させていただきます。

今回の給与改定につきましては、県内の民間給与水準との格差を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給与表水準を平均0.19%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるなどの改定を行うものでございます。これらの改定に伴い、職員給与費及び退職手当の増額補正をお願いするものでございます。

なお、教育委員会の退職手当につきましては、学校人事課で一括計上しておりますが、今回、退職手当算定の基礎となる給料月額改定に伴い、所要額が増額となるものでござ

います。

それでは、御説明申し上げます。

1段目の事務局費は、事務局職員の給与費及び退職手当として639万9,000円、2段目の教職員人事費は、教職員の退職手当として795万3,000円、3段目の教職員費は、小学校教職員の給与費として1億7,452万7,000円、4段目の教職員費は、中学校教職員の給与費として1億566万3,000円、最下段の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として1億2,265万円でございます。

4ページの特別支援学校費でございますが、こちらは特別支援学校教職員の給与費として5,405万9,000円でございます。

以上、総額4億7,125万1,000円の増額補正を計上しております。

なお、社会教育課、文化課及び体育保健課につきましても、それぞれの課の職員給与について、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の6ページ上段をお願いいたします。

教育総務費に係る繰越明許費の設定でございます。

説明欄をお願いします。

教育センター施設整備事業についてでございますが、現在、教育センターではトイレの改修工事を行っておりますが、各地で行われている熊本地震災害復旧工事の影響に加えて、年度末における業者の人手不足が想定されるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、上益城教育事務所仮執務室運営事業につきましても、現在、教育事務所は、熊本

地震で被災した総合庁舎を出て御船高校のセミナーハウスの2階に間借りしており、本年度中に引っ越しをして庁舎に戻る予定でしたが、戻り先の上益城総合庁舎の災害復旧工事の不調、不落による発注計画の見直しに伴い、年度内の移転が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

両事業合わせまして、総額4,281万7,000円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、説明資料の6ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、社会教育費に係る繰越明許費の設定でございます。

説明欄をごらんください。

豊野少年自然の家の機能保全工事につきまして、入札不調の結果を踏まえた計画変更により年度内の竣工が困難となったため、1億1,668万2,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、教育災害復旧費ですが、あしきた青少年の家災害復旧工事について、測量設計等に時間を要し、年度内の竣工が困難となったため、2,814万2,000円の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

まず、教育費に係る繰越明許費の設定でございます。

文化財の保存整備を行う補助事業者への助成である文化財保存事業について、熊本市の水前寺成趣園の築山の修復に当たり、調査の結果、復旧工法の変更が生じ、年度内の竣工が困難となったため、300万円の設定をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費に係る繰越明許費の設定でございます。

平成28年熊本地震により被災した文化財47件の災害復旧事業や熊本市城南にあります文化財資料室災害復旧事業について、事業計画の見直しにより年度内の竣工が困難となったことから、7億407万3,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の7ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明します。

まず、教育費の高等学校費ですが、熊本高校図書館棟内部改修事業ほか合計で34校、55件分について、熊本地震の災害復旧工事や昨年度からの繰越工事などとの調整に時間を要したことで年度内の竣工が困難となったため、合計26億2,511万5,000円を設定するものでございます。

次に、教育費の特別支援学校費ですが、盲学校校舎屋上防水改修事業ほか、合計8校、8件分につきまして、災害復旧工事等との調整により年度内の竣工が困難となったため、合計3億8,249万8,000円を設定するものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、第二高校災害復旧工事に係る本体工事の設計変更等に不測の日数を要したことにより、これは仮設校舎解体工事のみでございませけれども、年度内竣工が困難となったため、5,503万1,000円を設定するものでござい

ます。

施設課は以上でございます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の8ページ上段をお願いします。

特別支援学校費に係る繰越明許費の設定でございます。

これは、熊本はばたき高等支援学校の新築工事において、昨年度の入札の不調により工事着工がおくれたことから、年度内の竣工が困難となったため、10億1,069万円の設定をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の8ページ下段をお願いします。

保健体育費に係る繰越明許費の設定でございます。

これは、平成30年2月議会で、県立総合体育館の受変電設備更新工事において債務負担行為の設定を行っており、工期が平成31年6月末までとなっているため、並びに藤崎台県営野球場のブロック塀撤去及び再建工事において、設計に時間を要するため、2,939万9,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、教育災害復旧費に係る繰越明許費の設定でございます。

熊本県総合射撃場の災害復旧工事において、熊本地震の影響により施工業者における人員の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、4億7,554万1,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の9ページ上段をお願いします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

派遣職員宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、平成28年熊本地震の対応支援のため、他県から派遣される職員が入居する職員住宅の家電や寝具などの備品について、平成31年度1年間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、県立美術館分館管理運営業務に係る債務負担行為の設定でございます。

県立美術館分館は、指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、新たな指定管理候補者に平成31年4月1日から3年間の指定管理をさせるため、債務負担行為を設定するものでございます。

指定管理委託料として1億1,850万9,000円を設定しております。

なお、平成31年度からの指定管理者の指定については、改めて後ほど条例等議案関係で御説明いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の9ページ下段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の設定です。

これは、八代東高校による周辺住家へのテレビ電波受信障害に伴いまして、九州電力の電柱をお借りして電波送信用のケーブルを共架、架設するものでございます。

九州電力との契約更新に3カ月程度の時間を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

使用料及び賃借料として1万9,000円を計上しております。

施設課は以上でございます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、児童生徒への医療的ケアを行うため、県立特別支援学校に看護師を配置する事業ですが、看護師を派遣する医療機関との業務委託手続において、契約締結まで3カ月程度を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

業務委託料として4,833万1,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

県立美術館分館における指定管理者の指定について御説明いたします。

今回の提案理由は、地方自治法の規定により、県議会の議決を経る必要があるため、提案させていただいております。詳細は、13ページの概要において御説明させていただきます。

まず、1、選定の経緯ですが、平成30年8月21日から9月21日まで公募を行い、1団体から申請書の提出がございました。その後、10月8日に、外部委員5名から成る指定管理候補者選考委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画をもとに、指定管理者としての適性を審査し、11月6日の教育委員会で指定管理候補者を選定しております。

次に、2、事業内容ですが、指定管理者の業務内容は、美術館分館における展示のための施設を提供する業務、美術館分館の施設の利用の許可に関する業務、美術館分館の施設及び設備の維持並びに修繕に関する業務、そ

の他指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務であり、指定期間は、平成31年4月1日から3年間でございます。

3、審査結果等ですが、指定管理候補者は、株式会社熊本県弘済会でございます。

(2)審査結果でございますが、500点満点中422点、84.4%と、高い点数となっております。

(3)選定理由でございますが、サービス向上を図るため、各種研修や訓練を通して人材育成を行うなどの具体的かつ実現性の高い事業計画であること、清掃などの業務ごとの的確かつ適正な人員配置が予定されており、緊急時の適正な連絡体制など、安定的な管理運営が期待できること、これまでの利用者や来館者からの苦情などに対する真摯な対応や、県立美術館本館、県内美術家団体などとの緊密な連携など、利用者などの意見や要望を管理運営に反映させる事業計画であることが評価されたものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の14ページをお願いします。

第37号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

14ページに記載しております2人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

説明資料の15ページをお願いします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者らに対して奨学金の一括返

還を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由の前段にありますように、支払い督促に対し、2人の債務者から異議申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、これまで長期間にわたり、一切文書催告や電話催告に応じていただけませんでした。異議申し立て後に話し合いの機会を持つことができ、意向を確認したところ、任意の分割納付を希望されましたので、これを受け入れ、異議申し立てがあった翌月の10月から、既に分割納付をいただいているところでございます。

また、それぞれの債務者に対し、これまでの未納に至った事情や生活状況、熊本地震の影響等をお聞きしましたが、いずれも就労され、御本人が分割納付を希望しておられます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませ

んか。

○池田和貴委員 1ページ、繰越明許費の補正なんです、この繰り越しは、今の状況だとある程度仕方ない面があるというふうに思うんですが、ちょっと参考までに、御説明の中に入札の不調と、いわゆる材料等の不足があつて延ばさざるを得ないということだったんですけれども、実は私の地元の天草市でも、ハイテンションボルトという部品がなく、その部品をつくるどころ自体が豪雨災害で被害を受けたものですから、供給がそこでストップしている、ハイテンションボルトを使っているところって、ことごとくやっぱり延期になっているんですよね。この材料不足って、そのハイテンションボルトなんです、それともまた別にほかのものがあるんですかね、ここは。

○平良会計課長 会計課でございます。

今回お願いしております工事は、県庁新館の中水設備工事に関するものでございますけれども、これは、上水道に使用した水を下水道に通す前にトイレの水などに再利用する水の関係ですけれども、警察棟を含む県庁新館で再生処理を行う設備工事を更新する概要でございます。

これは、一部に特殊設備を必要とするところで、この調達に非常に時間がかかっているというような状況がございます。

○池田和貴委員 わかりました。じゃあ、それは私が言ったような部品ではないということで、それでもそのほかの特殊なものが必要だということですね。わかりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで警察本

部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 ちょっと喉が悪くて済みません。7ページ、文化課長、さっき説明の中に水前寺公園の、何かな、一部の説明がありましたね。それは、どのページに書いてありますかね。

○岡村文化課長 文化課でございます。

7ページの上段の文化課の議案のうちの社会教育費、300万円の繰越明許費の設定額の部分になります。

○小杉直委員 そうすると、水前寺公園のどこを、どういうふうに扱うわけですか。また、県との兼ね合いの理由は、どういう理由ですかね。

○岡村文化課長 文化課でございます。

水前寺成趣園の築山とって、富士山型の山がございますけれども、芝張りをしてございますけれども、その山が、頂上が60センチ沈下をしておりました。その復旧をすることになるんですけれども、調査をした結果、その富士山型の山は、明治期に、ちょっと詳しいことを申し上げますと、西南戦争のときに頂上付近に砲台を設置されたときに、頂上部分をちょっとカットされておまして、そこを後に盛り土でまたもとどおりにされているんですけれども、そのときの盛り土の方法が、江戸期時代の盛り土とはちょっとやり方が違っていたということがわかりまして、復旧方法を変更したということによってちょっと工期が延びて、繰り越しが必要となったということになります。

○小杉直委員 だから、県の予算を使う兼ね合いはどういう理由かな。

○岡村文化課長 文化課でございます。

水前寺成趣園が国指定の名勝及び史跡ということになっておりまして、県からも補助金を交付していると。指定文化財ということですので、県の補助金を支出しているということになります。

○小杉直委員 はい、わかりました。

次に、8ページ、体育保健課長、総合射撃場の災害復旧事業で4億7,000万円余というふうに上げてありますが、あそこはライフル射撃場とクレー射撃場と大別するなら2つあると思いますけれども、どういうふうな傷み方をやっとするんですかな。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

ライフル射撃場のほうの復旧につきましては、既に終わっているところでございますが、クレー射撃場の奥のほうののり面が崩壊しているということと、その中の広い射場のところも一部、アスファルト等の舗装面等もやられております。さらには、駐車場等にひび割れ等が入っております。さらに、その駐車場の斜面ののり面のところにまた傷み等があるところでございます。さらには、排水溝等も含めて、今災害が起きていて、非常に大規模な状況でして、今熊本土木事務所の協力を得ながらここは進めているところでございます。

○小杉直委員 ライフルのほうは、不肖私が副会長ですが、大体工事は終わって、クレーのほうの今説明のあったほうを今後推進していかんといかぬというふうな中身になるわけですか。

○西村体育保健課長 はい、そのような形でございます。今クレー射撃場並びにその駐車場

等のところ、今言いました排水溝、そちらに今移行しているところでございます。

○小杉直委員 そうすると、大体竣工見込みはいつごろですか。

○西村体育保健課長 今現在、業者等と精いっぱい短縮するようにお願いしているところではございますけれども、来年度9月ないし10月ぐらいまでかかるのではないかというふうには思っておりますが、少しでも早くできるように、今お願いをしながら進めているところでございます。

○小杉直委員 御船の山合いで、随分引込んだ場所で目立たないところですが、引き続き力を入れていただくように要望しときますね。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに教育委員会に係る質疑はありませんか。

○池田和貴委員 1点いいですか。

13ページの条例等議案関係の概要で、指定管理者、弘済会に決まったということで、これは申し込みが1団体だったんですが、先ほどの説明で、審査結果、500点満点中422点、非常に高い点数だったというような御説明があったんですけれども、大体その審査をした段階で、例えば、何点以上とか、で、大体今までされてきたときにはどれくらいが平均点で、どれくらいがいいのかと、その基準はどういうふうになっているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思うんですけれども。

○岡村文化課長 文化課でございます。

点数について、何点以上であれば適というような基準は設けておりません。ただ、ちなみに申し上げますと、前回の指定管理者の選

定の時点では、3者応募がっております。その場合も、熊本県弘済会のほうが414点で選定されておるんですけども、ほか2者の点数を申し上げますと、1者が285点、もう1者が283点ということで、過去の点数と比較しても、今回は高い得点であったことから選定をしております。

○池田和貴委員 わかりました。

今回、その弘済会の点数が非常によかったというのは、前回の点から見てもそうだろうなというふうに思います。ただ、その基準がない場合に、1者しかなくて、例えば、1者が285点とか283点の場合も、これはやっぱり選定されるんですか。

○岡村文化課長 応募が1者であった場合、仮に点数が低くて適当ではないというふうな意見があった場合は、選定はその時点では行わず、だから、条例上は、選定委員会での選定は経ないで、県の教育委員会のほうで個別に業者を選定して協議をして、同じ基準で判断していくというような、そういう制度になっております。

○池田和貴委員 わかりました。

その手続があるということは、今は理解はしましたけれども、ただ、第三者から見たときに、ある一定、何ですかね、選定の過程ですとか選定の基準があつて、そこをクリアしているかどうかというのがわかりやすいと思うんですよね。

やっぱりそういう意味では、その第三者から見てわかりやすいような形も少し、今の説明だけを聞いた場合には、必要かなというふうに感じました。もう一回教育委員会のほうでも、少しその辺——もし何かあれば、話し合っただけであればと思います。

以上です。要望です、最後のは。

○前田憲秀委員 7ページの施設課の報告をちょっと確認したいんですけども、3項目とも熊本地震の影響による復旧工事等の調整ということで、これは、熊本高校は図書館、第二高校は災害復旧、盲学校は屋上防水とありますけれども、これは普通教室の復旧に影響が出ているというのはもうなかったですかね。その確認ですけども。

○猿渡施設課長 これらの繰越工事は、全て通常の修繕、改修に係る工事でございます。災害を含めて、普通教室棟、特別教室棟、そういったものが支障が出ているという状況にはございません。

○前田憲秀委員 第二高校の災害復旧費というのも、関係ないでいいですか。

○猿渡施設課長 現在、第二高校には、2棟の仮設校舎が建っておりますけれども、こちらを順次解体してまいりますけれども、こちらが結構大規模な部分ございまして、これが少し次年度にずれ込むということから、この仮設校舎の解体のみが繰越しとなっているところでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

あと、この繰越明許費を全体的にちょっと確認をしたいんですけども、ざっと計算して29億弱ぐらいあるんですが、これは、通常と比べると、やっぱり多い金額なんですか。そこら辺、どなたに聞けば。

○猿渡施設課長 通常は、これほど多くはございません。まあ、通常といいますのが、熊本地震以前では、これほど大きな繰越しをしていた状況にはございませんでしたが、やはり地震の災害復旧工事が何十億というのが積み上がってきた関係もございまして、その影響で少しずつ翌年に繰越す通常事業がふ

えてきたというのが実態でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

少しずつ復旧に向けてという話は聞きますけれども、まだまだ影響もあるんだなと感じますので、優先順位も含めて、しっかりと復旧に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 明許繰り越しが、非常に地震関係が多いわけですが、願わくば、説明の中で、竣工時期とか進捗状況とか、そういったのを言っただけであれば大変ありがたいんですけども、恐らくこの中で、いわゆる事故繰越になるような危険性、可能性がある物件はないというふうに理解していいですか。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

実際には、熊本地震からの災害復旧工事については、事故繰越というか、もう3年ぐらいにわたって工事しているものがございます。これは、文部科学省等とも調整しながら、それは計画的に繰り越していっているということでございまして、通常事業については、そういう事故繰越の心配があるというのは、今のところはありません。

○田代国広委員 もう1点いいですか。

育英資金の専決処分についてですが、さっきの説明を聞きますと、分割でされておるといような説明がなされていたように思っていますが、ということは、すなわちもう和解したというふうに理解していいわけですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

これにつきましては、支払い督促で訴訟に

移行しておりますので、判決のほうは一括で出てきておりますが、あと、その後の話し合いの場で、そちらの生活状況等を話し合いながら、分割でということで向こうのほうからお願いもありましたので、それを受け入れて少しずつ返していただくというふうなことで、話し合いで今進んでいるところでございます。

○田代国広委員 和解とまた違うわけですかね、それじゃ。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

これは裁判になっておりますので、形式上は一括という形で判決が出ておるということになります。

○田代国広委員 この裁判に至った経緯からしますと、こちらが催促しても払う意思がないということで訴訟を起こしたわけですね。その時点で、この裁判に訴えて、分割を今やっておられるわけですけども、そういった分割的な案は、話し合いの中で、裁判の訴訟以前にはそういった話し合いはできなかったんですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

支払い督促をする前に、何度となく支払いの催告をお願いしてまいりました。そこで、なかなか相手方につながらなかったりというふうなことでございまして、この支払い督促は一つの目的としまして、話し合う場の設定というか、出てきていただくというのも一つの目的としておりましたので、そこで裁判になりましたので、裁判所のほうに出てきていただいたところで十分に話し合いをすることができたというふうなところもございます。

○田代国広委員 裁判の訴訟費用は、訴えられた方が払うように書いてありますが、幾らぐらいかかるんですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

訴訟に係る手数料につきましては、返還請求額が100万円までは、10万円ごとに1,000円でございます。例えば、10万円の返還を求める訴訟を提起した場合には1,000円、100万円の場合には1万円でございます。で、支払い督促制度の利用をした場合には、その手数料が半額になるというようなことになっております。

そのほか、手数料のほかに、いろんな書類を送達するための費用とかも、向こうの費用というふうになってまいります。

以上でございます。

○田代国広委員 じゃあ、今回の裁判で、幾らぐらい費用はかかるんですか。

○那須高校教育課長 数千円程度でございます。

○鎌田聡委員 済みません、関連してのお尋ねですけども、こういった訴訟に持っていた後で、大体割合的にどのくらい返ってきているんですか、今までの全体的なやつ。どのくらい返ってきてとととですか。

○那須高校教育課長 済みません、金額を調べますので、しばらくお時間をいただければと思います。

○高木健次委員長 すぐ出るんですか。

○牛田教育指導局長 教育指導局長でございます。

金額ということでは、ちょっとすぐ今手元

にございませんけれども、この3年間、このような異議申し立てで、いわゆる訴訟に移行した方のその返納の割合ですけれども、28年度が14名、こういう形になりまして、全員分納で、うち4人の方はもう完済しておるということで、残りの方も分納で続けております。それから、前年度、29年度につきましても、全ての方に今分納いただいていると。うち2人の方はもう完済しておるという状況で、基本的には、こういう形になった方々には、全てその分納という形で少しずつお返しいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 前回からいろいろ議論もして、やっぱりこういった手続を経ないとなかなかその話し合いの段階に来ないということでしたので、大変でしょうけれども、こういうふうに戻ってきているのであれば、しっかりと、まあその前の対応というのが非常に重要でしょうけれども、やっぱりこういった後の進め方というのをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本秀久委員 6ページ、あしきた青少年の家の問題が出とった。成り行き、歴史がわかっとなって、今、その後の状況はどういう状況か、ちょっと知らせてください。

○宮尾教育長 お世話になります。

あしきた青少年の家につきましては、当時から、地元の方々の大変な御協力のおかげであの土地に施設を建てることができたということで、大変地元の方に御尽力、御協力いただいていることには感謝を申し上げます。

今ここは、活用も、非常に高い活用率でされておまして、引き続き、地元の方々に感謝の思いを持ちながら、大切に管理、運営させていただきたいと思っております。

○山本秀久委員 今教育長から話あったけれども、このいきさつは、最初から私が関係しとるわけだ。その現状の把握が一度もないんだ、我々には、報告が。

東坂教育長のときにこれは——実際、まだ裏に、その当時は、本当は恥ずかしい問題点が残っていたわけだ。それが、私は、地元の県会議員として公表できなかつた苦しさがあったわけだ。その裏にはある問題が絡んどつた。だから、東坂教育長に、別の場所を借りて——それはなぜかという、前の私たちの先輩で町長をしとつた方がおられた。矢城高原につくってくれと、今から先は違うと、その後県会議員に私になったときに、矢城高原に青少年の家をつくってくれと言われたけど、これからの時代は、私の考えは、海と——水の世界になると思うから、向こうに今の海水浴場もそのためにつくつたわけだ。その横に持っていくのが今後の発展につながるだろうということで、今のある場所を選定に東坂教育長が入つたわけだ。

そういう流れの中に、表に出さなかつたけれども、いろいろなものが絡んどる。ようやくそれが片づいて、東坂教育長に、じゃあ別の場所を探せと、死んだときにせえと言つたくらいのいきさつがあつてつくつたわけです。

その後、できたときに、一つも報告がない、こつちから言わなきゃ。それが教育界の現状であつたということを思い知つてほしい。それでも、私は、黙つて様子を見とつたわけだ。そうしたら、勝手に教育委員会と長とが話をして、報告が一つもなかつたけど、俺はそれは黙つとつた。そういういきさつが絡んどる。詳しく聞きたければ詳しく言

つてもいいけれども、恥さらしになることがあるもんだから、長としての。それだけは、私は、ずっと今日まで黙つてきたわけだ。

だから、そのときの現状というのは、それに携わつた東坂教育長の下で働いていた人はわかつとるはずと思うから、そのことはよく認識して今後は進めてもらわぬと。報告というか、こつちが聞かなきゃ物事の処置がわからんつて、そういうことじゃおかしいんじゃないかな。それだけ注意しておきたい。それだけです。

○宮尾教育長 報告が十分じゃないことにつきましては、まずおわびを申し上げます。

山本委員初め、本当に地元の方々の大変な御尽力と御協力のおかげで、今、あしきた青少年の家は、非常にたくさんの子供たちが活動できる場として、教育施設として活用させていただいております。

今後とも、そこは十分に留意しながら、運営と、また、報告にも努めていきたいと思つます。御助言ありがとうございます。

○山本秀久委員 今まで、そういうふうな体質が教育委員会の中にあるんだ。だから、前にも何回も言つたことがある。ちょっと考え方が違う面がありやせぬかと。教育者というものは、教育する立場であり、子供は成長していきよるから、成長に伴つた教育をすべきじゃないかと何回も言つたこともある。

そういう青少年の家も、おかげで、これは振興計画の一環性としてつくつてあるわけだ。水俣・芦北振興計画の一環性の中の事業としてつくり上げたわけだ。それは、前の湯浦中学校の校長先生の佐藤秋男さんという人が、どうしてもその矢城高原、山につくりたいと言つて、それはできないと、私が。これからは、水と接する、山じゃなくて今度は水と接する時代であろうと思うから、わしはこつちの海岸のほうに。だから、お任せします

ということになってあそこに設置したわけだ。そのときの教育長が東坂氏だ。東坂氏がえらい苦労したいきさつがあるわけだ。そういう苦労を乗り越えてこれはできたので。

そういうことで、歴史はやっぱり覚えとってもらわんと。そして、現状がどうなっているのかも報告もなし。そういうようなことじゃ事は済まないと思うがな。それだけ忠告しとく。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

先ほど御質問がありました支払い督促後、その後の返還状況の金額ということですが、平成22年度から支払い督促の申し立て制度を始めまして、本年10月末までに支払い督促申し立てを行った事案のうち、255件、金額にして約1億2,408万円が完済というふうなことでございます。そのほか、今分納中でございます。

以上でございます。

○高木健次委員長 質疑がないようですので、なければこれで教育委員会に係る質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第24号、第37号及び第38号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から報告をお願いします。

那須高校教育課長。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

お手元の説明資料(その他の報告事項)をごらんください。

熊本県育英資金に係る返還猶予期間の取り扱いについて御報告をいたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

去る10月5日に、知事から、次の2点について、教育委員会に対し要請がございました。

まず、第1点目は、熊本地震被災者に対する育英資金の返還請求の結果、裁判となった御家族への対応についてですが、既に分割返還で合意しているが、今後も生活再建の状況を確認した上で、柔軟に対応してほしいというものでした。次に、第2点目は、ほかの熊本地震被災者の方への対応について、生活再建の状況に応じて、1年を超えて返還猶予できるよう、制度を見直してほしいというものでした。

これらの要請に対する対応について御報告

をいたします。

(1)の裁判となりました御家族につきましては、既に対応中でございますので、その状況をお知らせします。

裁判後は、奨学生御本人や連帯保証人である父親との連絡を取り合っており、今後の生活状況の変化により、合意した返還計画が困難になった場合には、県教委に相談をしてほしい旨を説明し、先方からも了承をいただいております。その上で、毎月、合意している月額の入金額の確認を行っており、納付いただいているところでございます。

今後も引き続き、丁寧に対応を行ってまいります。

次に、(2)の他の熊本地震被災者の方への対応についてですが、以下の見直しを行いました。

まず、①の災害による返還猶予期間の延長ですが、発災から現行1年以内を、最長5年まで延長可能としました。ただし、1年ごとに再申請をすることとしております。

今回の制度見直しに伴い、熊本地震被災者につきましては、本年4月分から、最長で平成33年3月分まで猶予が可能となります。

なお、返還猶予期間の延長につきましては、今後、同様の災害が発生した場合にも適用します。

次に、②の延長の要件につきましては、災害の影響が継続していることを確認するために、再申請時に奨学生御本人が一定基準の所得以下であることを証明する書類、具体的には所得証明書等の提出を必要とします。

この基準につきましては、給与所得者の場合ですと、年間収入金額、税込みで300万円以下、給与所得以外の所得を含む場合には、必要経費等を控除した後の年間所得金額が200万円以下というふうにしております。

なお、初回申請時には、現行どおり、災害により被害を受けたことを証明できる罹災証明書等の書類の提出が必要です。

①の延長の期間や②の要件につきましては、東日本地震等で被災した県を参考に検討し、基本的には日本学生支援機構と同様の取り扱いとなっております。

③の対象者として、今回、熊本地震被災者に対しては、平成28年度に1年間の返還猶予を認めただけに加え、平成28年度に返還猶予の申請を行った方についても、希望があれば猶予申請を受け付けるということにしております。

④の見直しの周知状況ですが、11月中に、関係者への文書送付や県のホームページへの掲載により周知を行いました。

さらに、被災の有無にかかわらず、返還者の個別状況に応じて、本県が実施しております消費者自立のための生活再生総合支援事業等を紹介するなど、丁寧に対応をしてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項の2ページをお願いいたします。

第2期熊本県スポーツ推進計画(素案)の概要について御報告いたします。

1の策定の趣旨について、まず御説明いたします。

平成23年、国におきましてスポーツ基本法が制定され、第10条に、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとするという規定がなされました。

平成24年に策定されました国のスポーツ基本計画、高齢化社会の伸長などの社会背景、体力をつけたいなどの県民のニーズ等を踏まえ、平成26年に熊本県スポーツ推進計画を策定いたしました。本計画は、向こう10年間の

うち、前期5年の計画となっております。

また、国においては、平成29年に第2期スポーツ基本計画を定め、さらに、スポーツの価値を社会に広めていくための方策を示しております。

これを踏まえ、本県においても、第2期熊本県スポーツ推進計画の策定を、平成31年、来年の2月を目標に、今取り組んでいるところでございます。

下段に、第2期計画の基本理念と目指す姿を記載しております。

基本理念を「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」、目指す姿を「する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を実現することを目指します。」といたしました。

次に、2の計画の期間についてですが、先ほど申しましたけれども、平成26年度から10年間のうち、後期となります平成31年度から5年間といたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

3の第2期熊本県スポーツ推進計画の体系についてでございます。

中ほどの丸囲みのイメージ図のほうをごらんいただければと思います。

基本理念の実現のために、3つの基本施策を掲げました。

1つ目は、ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進でございます。

ここでは、それぞれの年齢、技能、興味、目的に応じた運動習慣の定着、幼児体育、学校体育、部活動等による子供の体力向上のための運動の推進、健康寿命の延伸を図り、生活をより豊かにする高齢者スポーツ、障害者スポーツの推進等を記載しております。

2つ目は、スポーツを通じた、活力があり、きずなの強い社会の実現でございます。

ここでは、地域住民が主体的に運営し、日

常的なスポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツを通じた地域の活性化、スポーツイベントの開催や各種大会の運営に向けた指導者やボランティアなどの人材の育成について記載しております。

3つ目は、競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成でございます。

ここでは、国際大会や全国大会で活躍できる優秀指導者、競技者の育成、トップアスリートの技能や経験を活用した地域スポーツとの連携、協働、スポーツ教室等の地域貢献活動の推進を目指したプロ・企業スポーツとの連携、本県スポーツの一翼を担う各種スポーツ関係団体とのさらなる連携について記載しております。

この3つの基本施策を柱として、それぞれの連携を図りながら、上段の丸囲みに記載しております、スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくりの実現に向けて、施策を推進してまいりたいと考えております。

特に、今回の改定の大きな変更について少し御説明いたします。

3ページ左下の四角囲みにまとめておりますが、今回から新たに、重要業績評価指標、俗にKPI、これを5つ設定し、基本施策2の(4)(5)(6)、基本施策3の(5)を新たに項目立ていたしました。

具体的には、重要業績評価指標につきましては、下段右側の四角囲みのところに項目を出しているところでございます。

また、基本施策2の(4)のスポーツを通じた国際交流の促進につきましては、来年、本県で国際スポーツ大会や、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を受け、国際交流等の取り組みについて新たに記載しております。

基本施策2の(5)のスポーツを通じた健康増進につきましては、国の第2期スポーツ基本計画に新たに加わったことを受けまして、今回から新たに項目として設けたものでござ

います。

基本施策2の(6)のスポーツ施設の復旧と充実につきましては、平成28年に起きました未曾有の熊本地震により大きな影響を受けました県立スポーツ施設の復旧の軌跡に触れながら、本県で開催いたします国際スポーツ大会に向けたさまざまな施設や設備の充実について新たに記載しております。

基本施策3の(5)につきましては、現在、残念なことではございますが、スポーツ界の不祥事が立て続けに発生しておることを踏まえまして、クリーンでフェアなスポーツの推進について取り組むことを新たに項目立てしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2期計画の策定スケジュールを示しております。

これまでの流れとしましては、本年3月に、熊本県スポーツ推進審議会におきまして、骨子案のほうを御審議いただきました。その後、8月に開催いたしました今年度の第1回の審議会におきまして、素案を御審議いただいております。その後、御意見等を踏まえた中で修正を行い、11月にパブリックコメントの募集を行い、広く県民の皆様から御意見をいただいているところでございます。

いただきました御意見につきましては、計画の中に反映させるなど、対応していきたいと考えております。

今後のスケジュール等につきましてはですが、1月16日に、第2回の審議会でのパブリックコメントを反映した最終案の御検討等をしていただき、2月の策定のほうを今目指しているところでございます。

なお、スポーツ推進審議会委員につきましては、5ページに委員名簿を参考までに掲載しているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡村文化課長 文化課でございます。

創造的復興に向けた重点10項目について御報告します。

A3カラーでお配りしております、タイトルが「【蒲島県政3期目】創造的復興に向けた重点10項目について」という資料のほうをごらんください。

熊本地震からの復旧、復興のうち、重点的に取り組む10項目について、その進捗を管理することで復興全体の加速化を目指しております。

この資料は、平成31年度末の到達イメージに至る各項目の11月末時点での工程を一覧表として、各ブロックで整理したものです。

蒲島県政3期目における熊本地震からの復旧、復興の進捗状況を俯瞰する形でお示しする目的で、他の委員会でも御報告しており、教育警察常任委員会でも、この一覧表で御報告するものです。

教育警察常任委員会に関連する項目である1枚目の④熊本城の復旧について御説明させていただきます。

熊本城においては、平成29年度末に策定された熊本城復旧基本計画に基づく復旧工事が進められており、真ん中の帯に記載していますが、天守閣については、右のほう、黄色い四角で囲んでおりますが、2019年秋の時期、国際スポーツ大会までに大天守の外観が復旧し、2021年春ごろには、天守閣全体の復旧が完了する予定です。

また、その下の帯、2038年には、石垣、やぐらといった重要文化財などを含めた熊本城全体の復旧が完了する予定です。

熊本城の公開についてつけ加えますと、来年秋の大天守の外観復旧以降は、熊本城が復旧していく姿を間近で見られるよう、原則、日曜、祝日限定での特別公開を実施する予定となっております。さらに、国際スポーツ大会期間中は、平日午後や土曜日の一部も特別公開となります。

また、特別見学通路を2019年度に完成させ、2020年度からは、見学通路の上から、常時、復旧していく熊本城の姿が見られることとなっています。

熊本城の復旧を初め、文化財の復旧、復興全体を着実に、かつ、スピード感を持って進めていきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様の御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 育英資金の返還猶予について質問なんですけれども、(2)の②延長の要件のところ、年間収入金額300万円以下云々の説明がありました。これは、例えば、9月の議会で議論になった、家族がたくさんいらっしゃるとか、そういう理由もあったかと思うんですけれども、子供さんが多いだとか、そういうのは反映はされないんですかね。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

返還につきましては、奨学生本人が申し立てるものですから、その奨学生本人の所得証明書をもとに判断するということとなります。

○前田憲秀委員 奨学生本人ということは、所得も何もないですよ。この経緯は、9月の件があったからこそ、知事のこういう要請もあったという理解でいいんですよ。済みません、そこからまず確認ですが。

○那須高校教育課長 これは、知事から2つ要請がございまして、1つは、裁判で確定した方への返還についての配慮、それから(2)

としまして、160名ほど猶予しましたので、そこを1年を超えて返還猶予ができないのか、そこを仕組みをつくってほしいというふうな要請でございました。

今までは1年間ということでしたので、それを、被災された方で猶予を希望される方は、発災から最長5年間まで延長できるというようなことで、2つの要請がございましたので、その2番目のほうの仕組みを少し整備をさせていただいたところでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

あと、それと関連して、前回も池田委員のほうからも提案があったと思うんですけども、やはり貸した側と借りた側ではどうしても話が前に進まない。例えば、返済金額を低くしたとしたら、今度は返済期間が長くなるわけですよ。そういう第三者のアドバイスというお話もあったと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。連携といいますか。

○那須高校教育課長 先ほど1つ紹介させていただきましたが、熊本県消費生活センターで消費者自立のための生活再生総合支援事業というのもございますし、また、生活困窮者自立支援制度というの県のほうでは設けておりますので、そこあたりを丁寧に——こちらから返還をお願いする場合には、その辺も説明しながら丁寧に対応させていただきたいというふうに思っています。

○前田憲秀委員 先ほどの裁判の報告も含めて、今さまざまな対応があると思うので、連絡する側としては、大変御苦労もあられると思うんですけども、そういう情報はきちんとお伝えをした上で、債務者側もきちんとそういうサービスというか、相談が受けられるような仕組みというのは、徹底してこれから

もやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、関連でお伺いいたします。

前回の議論を踏まえて、また知事からの要請も踏まえて、このように即座に対応していただきましたことに、本当に高く評価をしたいと思えます。

11月中にも、それぞれ文書を送ったり、県ホームページに周知したりということで記載がございますけれども、その対応を受けての対象者の方々から、自分もお願いしたいとかというような話は、実際来ているんでしょうか。状況を聞かせてください。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

現在のところ、160名に返還猶予を行いまして、その後、その方にもお知らせをいたしました。そこから、11件の再度の猶予の申請が、相談が上がって、申請が上がっているところでございます。

○鎌田聡委員 160名のうち11件。

○那須高校教育課長 11人です。

○鎌田聡委員 11人ですね。あと、もう1段あるのが、その160名以外で猶予を行われなかった方も対象となるとありますけれども、そこからも何か来ていますでしょうか。

○那須高校教育課長 それ以外からの新しくという方は、まだ相談はあってございません。

○鎌田聡委員 なかなか1年では、次のやっぱり生活再建というか、そういうのがなかなか結びついていないという状況もここで、まあ若干こういう状況が出てきているなどということでもわかったかと思えますし、あと、そのほかの方々に対しての周知も、やっぱり今の話じゃないですけども、しっかりとこのように見直したんだということをお知らせしていただいて、まだまだよくわかってない方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺の対応というのもしっかりやっていただくようにお願いしておきます。

○那須高校教育課長 ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 これなら冒頭に聞くべきだったと思いますが、スポーツに関することですけれども、冒頭に教育長がおっしゃった高校野球の子供の死亡の事件ですね。

野球で、恐らくヘルメットをかぶっておればそういった事態にならないような気がするんですけども、ヘルメットをかぶって、なおかつ事故があったんですか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

ヘルメットのほうはかぶっておりました。多分、ボールをよけるときに少しずれた可能性はあるんですけども、ヘルメットの下部に少しボールが当たった形跡も残っておりまして、その後、首のほうに当たっているというような状況でございます。

○田代国広委員 別件でいいですか、スポーツ関係で。

○高木健次委員長 一応、報告に対する質疑をやっていますから、その他のほうで。

○田代国広委員 これはスポーツ推進関係でよかですか。

○高木健次委員長 はい。

○田代国広委員 先日、運動公園の中にある体育協会ですかね、監査を今しているのでも監査に行ったんですけども、60近い協会がありますね、県内に。さまざまな体育、部門別の野球とか柔道とかいろいろあるわけですけども、体育協会があの中に入っておるようでして、その中の運営費がほとんど民間の寄附金で賄われているケースが多いんですね、人件費なんかは。県の補助金がありますけれども、それは人件費には使われないとかで、ほとんど運営するときに使うそうできて、非常に窮屈な予算となっておりますのでございまして、スポーツ振興を図る上からも、県の財政的な支援をもう少しもらえないかというふうな要望を受けたところでございますし、私自身も、監査する中で、かなり部外者の寄附に頼っておるといった側面があるようでございますので、これは要望ですけれども、一言言っておきたいと思えます。

なお、また、これにありますスポーツの振興ですね。非常に大事だと思いますけれども、地域スポーツクラブの存在が、将来的に50%を目指すというふうになっておるようでございますが、現在は24という、私の町にもクラブおおづというチームがあって、今活動しております、さまざまな競技を指導したりしておるようでございまして、そういった子供のときからスポーツに親しむといえますか、あるいは裾野を広げるという意味で非常に大事だと思うんですけども、こういった地域スポーツクラブの振興を図るために、具体的にどういったことを考えておられる

か、ありますか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、全国的にも、今現在のスポーツ協会等も推進しております、いろんな施策を打っているところでございますが、やはり大きな課題としては、自分たちで会費を出し合ってその中で運営していくという、自主・自立的な精神でございまして、その中でやっぱり財政基盤が非常に苦しいという状況でございます。

その中には、今、先生の地元であるクラブおおづ等は、町からの委託事業等を受けながら、高齢者スポーツあたりの推進等も図られているところでございますので、やはりそういったときに——全国的には、今、逆に一旦立ち上げたけれども、潰れていっているというような状況もございます。そういったことで、今、総合型地域スポーツクラブのこの目標を一つ掲げているのは、いろんな形でやはりよりよい、お互いの情報交換を図りながら、財政基盤もしっかりとつくっていきながら、そして地域のスポーツ振興の核となるような形で進めていきたいということで、目標を設定しているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 スポーツ推進のための財源の確保というふうにもうたわれておりますが、非常に、今おっしゃったように、市町村におきましても、ある程度財政を支援しておりますけれども、やっぱりボランティア的な方が、なおかつ有能な方がいないと、なかなかこのクラブの円滑な運営ができないのが現状のようでございまして、ある程度やっぱり財政的な支援等も必要じゃないかというふうに思うわけでございますが、ここに掲げておられるスポーツ推進のための財源の確保

とありますが、これについてはどういった考えを持っておられるんですか。

○西村体育保健課長 例えば、総合型地域スポーツクラブについては、今、大きな財源は、スポーツ推進、totoの助成事業等が非常に大きいところでございます。この件につきましては、スポーツ庁はもとより、いろんな形で助成等を今お願いしているところでございます。

また、教育委員会の中でも、このお互いのクラブ交流等をしっかりと図るためというようなことで、今、事業等も行いながら進めているところでございます。

今後も、少しでも地域のスポーツ振興になるよう、私たちとしても、財源確保には精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。

○田代国広委員 トップアスリートのなものについては、やっぱり企業の積極的な協力なり支援がないと難しいと思うんですね。

実は、私の町に本田技研がございまして、本田技研、硬式野球を持っておりまして、都市対抗野球なんかにも出ていかれるんですけども、町にとっても、あれは非常に情報発信するんですね。東京ドームに行って、あっちで大津町って出るんですよ、本田技研、大津町って。ほとんど市ですもんね、出ているのは。町で出ているのは、チームは大津だけです。やっぱり大津町と出ると、本当に町民としては、優越感というか、非常に誇りに思うんですけども、そういった意味で、こういった個人的な寄附もそうですけれども、やっぱり企業の支援と申しますか、積極的な取り組みが不可欠だと思うんですけども、現在、熊本県において、例えば、陸上競技の場合、肥後銀行は、最近、女子の長距離が進みまして、まだまだ全国的には下なんですけれども、そういった企業あたりのスポーツに対する積極的な対応、支援については、どう

いった推進を図ろうと考えておられますか。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員御指摘のとおり、企業スポーツの振興というのは非常に大切であろうかと思っております。そういったことで、今先ほど先生申されました、熊本県体育協会等と連携しながら、企業訪問等も実はやりながら、いろんな形でお願いはしているところでございます。

また、各加盟の競技団体におかれましても、先ほど言われましたような、駅伝チームあたりを持ってもらえないかというような形での折衝等も、今行われたりしているところでございます。

やはり企業が、スポーツ団体、こういうプロを振興する上では、当然やはり活躍してくれないといけないところも多々ございますので、今後も引き続き、地元企業等にお願いしながら推進してまいりたいと思っております。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。――なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございします。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

○前田憲秀委員 じゃあ、その他で、一般質問では、教育委員会にICT、高速無線LANの設備の質問をさせていただいたんですけども、去る国の補正予算で、小中学校のエアコン設置の予算がつかしました。最新のデータで、県内のエアコン設置率というのはわかりますでしょうか。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

最新は、9月1日現在で調べて、10月に文科省のほうで公表した資料では、普通教室が76%ということになっております。特別教室は49.8%。これは小中学校合わせての平均です。

○前田憲秀委員 全国平均と大体変わらないんですかね。

○猿渡施設課長 確認して後ほど申し上げますけれども、大体60%ぐらいだったんじゃないかなと、9月1日ですね。

○前田憲秀委員 以前は、全国平均をとっても熊本は下回っていた数字の記憶があるものから、9月1日現在で76%ということは、大分普及はしているのかなと。ただ、100%となると、まだまだ、予算はついて——私が心配するのは、業者、それと、そのエアコン空調設備のその物といいますか、それが全国的に勢いを増して、100%設置に向けて動くわけですから、そこが大丈夫かなという心配はありますけれども、そういう必要はあんまりありませんか。どうですか。

○猿渡施設課長 先ほど申しあげました全国平均は、9月1日で58%でございました。

で、今おっしゃられたように、これから全ての自治体が、もうそれこそ全ての全国の自治体がこの空調設備に取りかかってまいりますので、文科省としても、県としても、その実際の業者の選定であるとか、機器の調達でありますとか、そういったものを非常に危惧しているところでございます。

幸いにして、予算のほうは、県議会からも要望していただき、国のほうでも補正予算がつかしました結果、来年度末には98%以上の普通教室にエアコンがつくことができる予算はつかしました。

今御質問にありました執行については、12月議会で、今市町村が、まず予算どりからやっているところもでございます。それが終わっても、今度は、ちょっと大きなものになると設計委託を出さなきゃいかぬ。それから、電力が弱いところは、キュービクルを新たにどんと設置しなきゃいかぬ。そういったものを重ねていくのと、もう1つ、非常に難しいのが、学校側の工事というのが、休みの期間にやってもらいたいという要望が多いんですよ、現場は。土日、もしくは春休み、夏休み、そういったときにやってもらいたい。そういうと、非常に工期が絞られてくるという側面もでございます。そういったものでシミュレーションしますと、来年の夏休み終了時点でも半分いくかどうかというところで、今は市町村から計画では上がってきています。年度中には全部できるんですけども。

ですので、我々としては、今まず国のほうが事前着工を認めていますので、すぐにでも着工していいよというのが1つ。それから、管工事、いわゆる機械設備の業者がやりますので、そちらのほうにできるだけの協力をお願いにこの間もちょっと行ってきたところなんですけれども、協力をお願いしていくと。まずはやっぱり市町村が、早目に着手して、

効率よくスケジュールが組めるようにしていただければと思っています。

機器については、経済産業省のほうからメーカーのほうに直接情報が出ておりますので、これについては、調達は十分間に合うのではないかというふうに聞いております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

先ほどお話があった電力の問題、あとガスとか、さまざま影響するというふうに聞いていますので。そして、一番心配なのは、市町村によって、予算も含めて、差が出てくるのが非常に危惧されますので、そこはしっかり県のほうで、アドバイスも含めて、情報も徹底していただくように要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、今回の一般質問の中で、県立高校等における混合名簿の質問に対して、どうも今までの、いわゆる文科省の方針があって、いわゆるこれは10年前にさまざまな議論があった中で、やっぱり現場に一番近いところの校長先生がその名簿作成については決定するという方針があって、これは文科省も今もその方針でやっているところです。

ただ、ちょっと答弁の中で、どうも県教育委員会が、少し方針が変わったような印象の答弁だったような気がしたものですから、ちょっとそこを確認をさせていただきたいんですけれども、方針は変わったんですかね、変わってないんですかね。

○宮尾教育長 男女混合名簿についての、少し説明をさせていただきたいと思っております。

名簿の作成につきましては、答弁でも申し上げたんですけれども、校長が決定するということは変わっておりません。文科省も県教委も、そのスタンスということという意味では変わっておりません。

ただ、他方、やっぱり今社会の流れがすごく変わってきているなどというのはございまして、例えば、LGBT初め、いわゆるマイノリティーへの配慮が必要になってきておりますし、女性だったり、外国人だったり、障害者だったりという、その多様性を尊重することで、その人権尊重のみならず、社会とか組織の活性化にもやっぱり大事なことじゃないかという形で、やっぱり意識もすごく変わってきたなという点はあるかなと思っています。

また、そういう動きを国も後押ししていると、外国人労働者の問題につきましても、あと女性の活躍につきましても。そういった意味で、名簿に限ったこととは思っておりませんけれども、やっぱり広い視点で、そういう多様性の視点は、いろんな分野で、単に慣例的にやるのではなくて、そういう議論はあってもいいのではないかというふうに考えております。

そういった意味で、学校現場でも、子供たちが、一人一人異なるわけで、輝けるような学校づくりのためにも、そういう多様性の議論はあってもいいのではないかと、むしろしてほしいという思いもございまして、そういう思いでの答弁でございまして、方針そのものは変わっておりません。

○池田和貴委員 わかりました。

方針が変わってないということが確認できて、まず一つ、ほっと一安心というところでもあります。

今教育長がおっしゃったような社会的な変化というのは、当然私どももわかりますし、これはやはり、決められているからというこ

とで、いわゆるそこで思考停止に陥ることなく、今の変化に合わせてやっぱり考えていくということは、これは現場の中ですごく重要なことですので、そういった問題提起というのは、私、大事だというふうに思うんですね。

ただ、それが、いわゆる混合名簿だけに何か矮小化していくとか、何かこれをつくらなきゃいけないんじゃないかとかという、現場が戸惑うような、そういったような投げかけはしないで、今教育長がおっしゃったように、今の社会のいろんな変化を含めて、その混合名簿も一つの中として、全体的にもう一度考えてくれというような、そういうやり方を気をつけていただきたいというふうに思います。

というのも、学校現場の人たちって、やっぱり教育委員会からの通達とかそういうのって、非常にやっぱり敏感なんですよね。ややもすると、その現場が勘違いしないように、十分そこは考えてやっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

もし、教育長、何かあれば。

○宮尾教育長 御助言ありがとうございます。

教育委員会は、もちろん学校現場にいろんな仕組みづくりとかで指導といいますか、通知とか通達をすることはあるんですけども、やっぱり学校運営については、トップリーダーは学校長であることは言うまでもないことですので、それをこうすべきだというようなことではあり得ないと思います。むしろ議論はあっていいかなと思います。

○池田和貴委員 わかりました。よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかに質疑は。

○小杉直委員 いいですか。もう1時間半過ぎて、委員長以下、大分お疲れだろうし。

志賀警務部長にお尋ねですが、その前に、第66回全日本剣道選手権大会優勝、これは2連覇ですな。それから、平成30年度全国警察剣道選手権大会優勝、第17回世界剣道選手権男子団体優勝、これは熊本県警の機動隊の西村英久6段がなし遂げた輝かしい成績で、おめでとうございます。あわせて、第17回世界剣道選手権大会女子団体優勝、これを女子選手の渡辺タイ5段がまたなし遂げておりますので、あわせてお祝い申し上げます。

そこでちょっとお尋ねですが、先生方は見ておられるかもしれぬですけども、先般、NHKの「グッと！スポーツ」というて、案外人気番組のありますたいな。あれに人気グループの嵐の相葉さんが出ておまして、いろんな仕掛けを毎週しておるわけですが、それにこの西村6段が出演して、そして相葉さんとやりとりをやるわけですが、トークショーを。もう相葉さんと同等なやり方をやって、それから、自分が一番感銘を受けている新撰組の切り込み隊のときの様相までしてみせるというふうなことをたまたま見まして、非常に私は感銘、感動したわけです。

その理由は、熊本県の宣伝、熊本県警の宣伝、そして、熊本のみならず、全国剣道会の宣伝、そういうものになるものですから。だから、県警のみならず、やっぱり教育委員会にも大きく関連する話題だろうと思っております。

その後、11月9日には、BSで「アスリーの魂」、これも有名なアスリートしか出ないわけですが、これに西村6段が出て、発達したふくらはぎまで見せて、このようなふくらはぎを鍛えてこそ得意の小手ができるんだというふうな、謙虚な言い方の中でも説明しながら、そして残心とか無心とかそういうこ

とを説明し、剣道を通じて人格向上に努めるというような話もされておりました。

さらには、きのうもまたNHKの「クマロク！」であっておりましたし、けさの熊日にも載っておりましたが、いろんなそういう番組等の中で、熊本地震に機動隊員として出勤して、そして被災者を救出する場面なんかも映像で流れるわけですよ、御本人の活躍ぶりが。

だから、先ほど体育保健課長がおっしゃった、県のスポーツ推進計画にも関連するわけですが、どうですか、志賀警務部長、警察官がこのようにテレビ出演することについては、昔は、なかなか許可がおりなかった時代があったわけですが、最近はどういうふうな取り扱いをされておりますかな。

○志賀警務部長 警務部でございます。

まず、激励のお言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。

西村選手、それから渡辺選手の活躍につきましては、県警察といたしましても、非常に喜ばしく、また、非常に名誉あることというふうに考えておまして、御指摘のテレビ出演等に関しましては、非常に熊本県警察の今後の、例えば、人材の確保にもつながる非常によいことかなというふうに考えておまして、何と申しますか、できるだけそういったことを生かしながら、そういう採用募集活動を進めていきたいと考えておるところでございます。

○小杉直委員 採用の話はされましたが、警察官のみならず、今公務員、自衛隊、消防、非常に採用に苦慮されておりますね。少子化時代の中で、民間の景気のよさのほうに流れていくものですから。で、おっしゃったように、採用にも非常に効果があると思えますよ。

それで、本人たちが、テレビの要請があつ

た、出演することについて、上層部に願い出たときに、今はすぐ許可をされる時代ですか。

○志賀警務部長 そのとおり、報告はいただいておりますけれども、それにつきましては、もちろん本人たちの活動の支障にならない範囲でということではありますけれども、許可といいますか、承認はしているところでございます。

○小杉直委員 なら、あとはもう要望に変えますけれども、11月10日に武道館で武道祭があったわけですよ。そのとき、教育長、それから西村体育保健課長も来ていただいて、それは2連覇した後だったんですね。ところが、ジャージ姿で裏方を一生懸命手伝っているんですね。普通ならば、2連覇して、テレビからの取材があり、サイン攻めにある、そういうようなアスリートが、普通はジャージ姿でそういう裏方の手伝いをする人は少ないと思うんですね。そういうやっておって、さらに感動して、さっき申し上げた人格向上に努めるということの実践をされているなというふうに思っております。

くまモンがかなり熊本を宣伝しておりますが、西村さんも、場合によっては、ある一面じゃくまモンに似たようなところがあるような気がしますので、しっかり西村さんも含めて、そういうふうな方々は、大いに、おっしゃったように、出していただくように要望します。

それから、西村さんについては、用心しませんが、これは個人的な見解ですが、あれだけ嵐の相葉さんあたりとのやりとりを見とって、芸能界とか他県からのスカウトがあるかもしれないなど個人的に思いますので、絶対そのようなことを受けないように、ひとついい意味で考えとってほしいという、まあ多少ジョークを含めた要望でございますけれども、

いずれにいたしましても、大変全体的に活力ある熊本の大きな成果を上げていただきましたので、改めてお祝いを申し上げておきます。

以上です。

○志賀警務部長 ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

済みません、その前に、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長